

# 前納保険料の算出方法

任意継続保険料を、毎月払い(単月納付)でなく、前納まとめ払い(通期納付=年1回払い)(半期納付=年2回払い)にした場合、初回の保険料はいくらになるのでしょうか。 下記 ①+② で算出できます。

手順①②の後に記入→ ①  円 + ②  円 =  円

資格取得月の保険料      残りの月数の保険料      初回納付の保険料

通期にしたい方は手順②の②通期、半期にしたい方は②半期を記入。

## ★手順①★

### 【任意継続の資格取得月(加入月)を確認】

まず、退職日の「翌日」を記入→ 平成 年  月  日 (資格取得日) 例: 3/31退職の方は、4/1。

任意継続の資格取得月は→  月

## ★手順②★

任意継続に加入する年度の「前納保険料早見表」を使い空欄を埋めます。  
(例: H26/4/1から任意継続に入る方 → H26年度の前納保険料早見表)

4/1任意継続資格取得の方だと①は4月分。資格取得月は前納割引がありません。

### 【通期納付(年1回払い)にした場合】 (初年度は、資格取得月～3月分を納付)

資格取得月の保険料→ 標準報酬月額  千円の場合、「0ヶ月:割引なし」の額は  円 ①

残りの月数の保険料→ 資格取得月の翌月～3月分 の額は  円 ②通期

4/1取得の方だと②通期は5～3月分なので、11ヶ月前納。表の「11ヶ月」の列の金額を記入。

### 【半期納付(年2回払い)にした場合】 (初年度は、取得月～9月分または3月分を納付)

取得月の保険料→ 標準報酬月額  千円の場合、「0ヶ月:割引なし」の額は  円 ①

資格取得月が3・4・5・6・7・8月の場合、  
残りの月数の保険料→ 資格取得月の翌月～9月分 の額は  円 ②半期

4/1取得の方だと②半期は5～9月分なので、5ヶ月前納。表の「5ヶ月」の列の金額を記入。

資格取得月が9・10・11・12・1・2月の場合、  
残りの月数の保険料→ 資格取得月の翌月～3月分 の額は  円 ②半期

10/1取得の方だと②半期は11～3月分なので、表の「5ヶ月」の列の金額を記入。

任意継続4月取得で、標準報酬月額410千円の方が、通期納付(年1回払い)を選択した場合

例

### 平成\*\*年度 任意継続 前納保険料早見表

標準報酬月額	0ヶ月:割引なし	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月		
360,000	健康保険料	36,360	36,241	72,364	108,369	144,257	180,028	215,681	251,219	286,641	321,947	357,138	392,213	427,175	健康保険料
	介護保険料	320	4,305	8,597	12,875	17,153	21,431	25,709	30,000	34,056	38,251	42,432	46,599	50,753	介護保険料
	合計	36,680	40,546	80,961	121,244	161,410	201,478	241,390	276,928	316,697	360,198	399,570	438,812	477,928	合計
380,000	健康保険料	38,000	38,254	76,384	114,554	152,663	190,702	228,771	266,862	304,983	343,134	381,315	419,526	457,767	健康保険料
	介護保険料	560	4,545	9,075	13,605	18,135	22,665	27,195	31,725	36,255	40,785	45,315	49,845	54,375	介護保険料
	合計	38,560	42,799	85,459	128,159	170,838	213,517	256,196	298,875	341,554	384,233	426,912	469,591	512,270	合計
410,000	健康保険料	41,410	41,974	82,415	122,856	163,297	203,738	244,179	284,620	325,061	365,502	405,943	446,384	486,825	健康保険料
	介護保険料	4,920	9,791	14,663	19,535	24,407	29,279	34,151	39,023	43,895	48,767	53,639	58,511	63,383	介護保険料
	合計	46,330	51,765	97,078	142,391	187,704	233,017	278,330	323,643	368,956	414,269	459,582	504,895	550,208	合計

この表の金額は一例です。  
正しい額は加入年度の  
早見表でご確認下さい。

※4月加入で年1回払いの場合 → ① + ② の額が、4月27日(\*)に口座引き落としされる額。(\*)...27日が銀行休業日の場合は、翌営業日。  
※初回保険料から口座引き落としできる方は、任意継続の資格取得日が1日～10日付で、かつ、健保組合へ1～10日迄に任継取得申請用紙一式が不備無く届いた方のみです。(それ以外の方の「初回」保険料は「振込み」納付。)  
※資格取得日が月末に近い日付である方は、初年度は、原則 前納払いができません。詳しくは健保組合へおたずね下さい。